

防犯優良マンションの主な認定要件

○ 共用部分

- ・ 共用玄関は、見通しが確保された位置に配置
- ・ 共用玄関には、オートロックシステムの扉及び防犯カメラを設置
- ・ エレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しを確保
- ・ エレベーターかご内には、防犯カメラを設置
- ・ 共用玄関、共用玄関の存する階のエレベーターホール及び共用メールコーナーの照明設備は、50ルクス以上の照度を確保
- ・ 共用廊下及び共用階段は、乗り越え等による侵入が困難な構造
- ・ 共用廊下及び共用階段の照明設備は、20ルクス以上の照度を確保
- ・ 塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲の死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないもの
- ・ 防犯カメラは、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を適切に配置

○ 専用部分

- ・ 住戸の玄関は、防犯建物部品等の扉及び錠を設置
- ・ 住戸の玄関扉は、ドアスコープその他外部の来訪者を確認できるものを設置
- ・ 住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置
- ・ 共用廊下に面する住戸の窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置
- ・ 住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺等を利用した侵入が困難な位置に配置